

第1号議案 令和7年度決算報告承認の件

貸借対照表

令和8年3月31日現在 (単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	56,235	90,314	-34,079
普通預金	16,715,852	16,923,790	-207,938
定期預金	40,000,000	40,000,000	0
【流動資産合計】	56,772,087	57,014,104	-242,017
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	5,728,000	5,052,000	676,000
減価償却引当資産	2,525,311	2,256,393	268,918
特別事業引当資産	4,500,000	3,000,000	1,500,000
【特定資産合計】	12,753,311	10,308,393	2,444,918
(2) その他固定資産			
什器備品	92,314	361,232	-268,918
電話加入権	149,240	149,240	0
敷金・保証金	1,375,500	1,375,500	0
【その他固定資産合計】	1,617,054	1,885,972	-268,918
【固定資産合計】	14,370,365	12,194,365	2,176,000
【資産合計】	71,142,452	69,208,469	1,933,983
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	162,714	171,498	-8,784
【流動負債合計】	162,714	171,498	-8,784
2. 固定負債			
退職給付引当金	5,728,000	5,052,000	676,000
【固定負債合計】	5,728,000	5,052,000	676,000
【負債合計】	5,890,714	5,223,498	667,216
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	0	0	0
全法連助成金	0	0	0
【指定正味財産合計】	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
2. 一般正味財産	65,251,738	63,984,971	1,266,767
(うち特定資産への充当額)	7,025,311	5,256,393	1,768,918
【正味財産合計】	65,251,738	63,984,971	1,266,767
【負債及び正味財産合計】	71,142,452	69,208,469	1,933,983

正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	4,567,651	4,714,549	-146,898
正会員受取会費	2,645,000	2,683,000	-38,000
全法連受取会費	70,000	70,000	0
特別受取会費	1,852,651	1,961,549	-108,898
事業収益	6,021,488	6,084,785	-63,297
取引信用保険手数料収益	119,673	184,785	-65,112
格付情報手数料収益	1,815	0	1,815
助成金運営事業収益	5,900,000	5,900,000	0
受取補助金等	24,022,320	24,234,900	-212,580
受取全法連助成金	22,413,920	22,196,900	217,020
受取全法連補助金	1,420,400	1,850,000	-429,600
受取東海法連補助金	188,000	188,000	0
受取負担金	730,565	743,721	-13,156
受取負担金	203,700	223,190	-19,490
青年・女性部会受取負担金	526,865	520,531	6,334
雑収入	620,706	82,458	538,248
受取利息	119,706	12,458	107,248
雑収益	501,000	70,000	431,000
【経常収益計】	35,962,730	35,860,413	102,317
(2) 経常費用			
事業費	23,234,240	22,861,599	372,641
役員報酬	2,160,000	2,160,000	0
給料手当	3,478,189	3,560,504	-82,315
退職給付費用	405,600	324,600	81,000
福利厚生費	945,443	1,057,206	-111,763
会議費	4,149,606	3,909,247	240,359
研修費	2,366,743	2,352,190	14,553
旅費交通費	1,083,372	947,571	135,801
通信運搬費	399,902	384,849	15,053
消耗品費	171,226	164,005	7,221
賃借料	1,083,132	1,083,132	0
租税公課	179,900	138,000	41,900
諸会費	273,000	273,000	0
支払負担金	497,208	420,079	77,129
支払補助金	1,279,809	1,488,298	-208,489
広告宣伝費	2,722,007	2,887,468	-165,461
表彰費	1,258,500	1,017,000	241,500

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
事務所管理費	626,903	620,665	6,238
新聞 函 書 費	0	0	0
雑 費	113,274	73,785	39,489
その他の経費	40,426	0	40,426
管 理 費	11,461,723	10,832,026	629,697
役員報酬	1,440,000	1,440,000	0
給料手当	2,318,793	2,373,670	-54,877
退職給付費用	270,400	216,400	54,000
福利厚生費	630,295	704,804	-74,509
事務委託費	538,070	450,000	88,070
会議費	2,766,404	2,606,164	160,240
旅費交通費	722,249	631,714	90,535
通信運搬費	266,602	256,566	10,036
減価償却費	538,638	268,912	269,726
消耗品費	114,150	109,336	4,814
賃借料	722,088	722,088	0
諸会費	1,375	1,375	0
支払負担金	331,472	280,052	51,420
リース料	190,080	190,080	0
事務所管理費	417,935	413,777	4,158
支払手数料	117,656	117,898	-242
新聞 函 書 費	0	0	0
雑 費	75,516	49,190	26,326
【 経 常 費 用 計 】	34,695,963	33,693,625	1,002,338
【 当 期 経 常 増 減 計 】	1,266,767	2,166,788	-900,021
2. 経 常 外 増 減 の 部			
(1) 経 常 外 収 益			
【 経 常 外 収 益 計 】	0	0	0
(2) 経 常 外 費 用			
【 経 常 外 費 用 計 】	0	0	0
【 当 期 経 常 外 増 減 額 】	0	0	0
【 当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額 】	1,266,767	2,166,788	-900,021
【 一 般 正 味 財 産 期 首 残 高 】	63,984,971	61,818,183	2,166,788
【 一 般 正 味 財 産 期 末 残 高 】	65,251,738	63,984,971	1,266,767
II 指 定 正 味 財 産 増 減 の 部			
受取助成金	5,900,000	5,900,000	0
受取全法連助成金	5,900,000	5,900,000	0
一般正味財産への振替額	5,900,000	5,900,000	0
一般正味財産への振替額	5,900,000	5,900,000	0
【 当 期 指 定 正 味 財 産 増 減 額 】	0	0	0
【 指 定 正 味 財 産 期 首 残 高 】	0	0	0
【 指 定 正 味 財 産 期 末 残 高 】	0	0	0
III 正 味 財 産 期 末 残 高	65,251,738	63,984,971	1,266,767

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

定額法で減価償却を実施している。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

2. 特定資産増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前 期 末 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 残 高
特定資産				
退職給付引当資産	5,052,000 円	676,000 円	0 円	5,728,000 円
減価償却引当資産	2,256,393 円	268,918 円	0 円	2,525,311 円
特別事業引当資産	3,000,000 円	1,500,000 円	0 円	4,500,000 円
合 計	10,308,393 円	2,444,918 円	0 円	12,753,311 円

3. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当 期 末 残 高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特定資産				
退職給付引当資産	5,728,000 円	(0 円)	(0 円)	(5,728,000 円)
減価償却引当資産	2,525,311 円	(0 円)	(2,525,311 円)	(0 円)
特別事業引当資産	4,500,000 円	(0 円)	(4,500,000 円)	(0 円)
合 計	12,753,311 円	(0 円)	(7,025,311 円)	(5,728,000 円)

4. 固定資産の取得価額・減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額・減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取 得 価 額	減 価 償 却 累 計 額	当 期 末 残 高
什 器 備 品	3,644,585 円	3,552,271 円	92,314 円
建 物	269,720 円	269,720 円	0 円
電 話 加 入 権	149,240 円	0 円	149,240 円
敷 金 ・ 保 証 金	1,375,500 円	0 円	1,375,500 円
合 計	5,439,045 円	3,821,991 円	1,617,054 円

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
助成金 全法連 助成金	公益財団法人 全国法人会総連合	0 円	22,413,920 円	22,413,920 円	0 円	—
補助金 全法連 補助金	公益財団法人 全国法人会総連合	0 円	1,420,400 円	1,420,400 円	0 円	—
合 計		0 円	23,834,320 円	23,834,320 円	0 円	

6. 指定正味財産から一般正味財産への振替額

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

内容	金額
経常収益への振替額	
公益事業実施に伴う費用による振替額	5,900,000 円
合 計	5,900,000 円

附 属 明 細 書

1. 特定資産の明細

財務諸表の注記に記載しているため、省略します。

2. 引当金の明細

科 目	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額		期 末 残 高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	5,052,000 円	676,000 円	0 円	0 円	5,728,000 円

監 査 報 告 書

一般社団法人岐阜県法人会連合会

会 長 村 瀬 幸 雄 殿

令和7年4月1日から令和8年3月31日迄の事業年度の理事の職務執行状況及び財産の状況を監査しましたので、次のとおり報告いたします。

1. 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
2. 理事の職務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重要な事実は認められません。
3. 計算書類及び附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

令和8年4月16日

一般社団法人岐阜県法人会連合会

監 事 平 井 良 樹 ⑩

監 事 児 玉 栄 一 ⑩

監 事 若 尾 賢 一 ⑩

第2号議案 役員補充選任(案)承認の件

(敬称略)

理事候補者

県連役職	氏名	法人名	所属単位会	所属単位会 役職
理事	飛田和宣	八幡信用金庫	中濃	副会長

青年部会・女性部会代表理事候補者

県連役職	氏名	法人名	所属単位会	所属単位会 役職
理事 (青年部会)	小島祐治	(株)小島不動産	中濃	青年部会長
理事 (女性部会)	曾我由美子	(有)曾我測量	中津川	女性部会長

第3号議案 定款一部改定(案)承認の件

1. 改定の理由

岐阜県法人会連合会（以下「県連」という）の運営体制の整備および今後の円滑な事業推進を図るため、現行の一部について見直しを行う必要があることから、本議案を提出するものである。なお、本件は県連の組織運営に関わる重要事項であるため、所要の改定を行うものである。

2. 改定の内容

- (1) 現行、代表理事は会長1名としているが、不測の事態を想定し、今回見直しを行い、代表理事を2名とする。
- (2) 現状の議決権数の決定方法では、会員数の減少と新委員会設置により、単位会によっては、現行の議決権数を減らさざるを得ない事態が生じる懸念があり、県連の円滑な運営と単位会間の公平性の確保を図るため、議決権数の決定方法を変更する。
- (3) 上記改定に伴い、関連する条文の変更を実施するものである。

改定内容の詳細は、次項以降「一般社団法人岐阜県法人会連合会定款 新旧対照表」のとおりとする。変更箇所は新旧対照表の下線部で表示し、附則欄にも同内容を記載する。

3. 施行日

令和8年6月8日開催「(一社)岐阜県法人会連合会 第14回定時総会」の決議を受けて、同日付けで施行する。

4. 附帯事項

本定款改定に伴う軽微な字句の修正その他必要な事項については、会長に一任するものとする。

旧	新
第4章 総会	第4章 総会
(権限) 第12条 総会は、次の事項について決議する。 (1) 会員の除名 (2) 理事及び監事の選任又は解任 (3) 理事及び監事の報酬等の額 (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認 (5) 定款の変更 (6) 解散及び残余財産の処分 (7) その他、法令又はこの定款で定められた事項	(権限) 第12条 総会は、次の事項について決議する。 (1) 会員の除名 (2) 理事及び監事の選任又は解任 (3) 理事及び監事の報酬等の額 (4) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の承認 (5) 定款の変更 (6) 解散及び残余財産の処分 (7) その他、法令又はこの定款で定められた事項
(議長) 第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。 <u>(条文追加)</u>	(議長) 第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。 <u>2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、代表理事の副会長がこれに当たる。</u>
(議決権) 第16条 総会における議決権は、これを会員にそれぞれ3個を付与するほか、各会員の所属会員数200名(200名未満の端数は200名とする。)につき1個を付与する。ただし所属会員数は前年12月31日現在による。 <u>(条文1 変更)</u> 2 会員は、前項により付与された議決権を行使するため、その権利を行使する者(議決権行使者)を総会に出席させる。 3 会員は、委任状をもって表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合は、委任した会員は出席したものとみなす。	(議決権) 第16条 総会における議決権は、これを会員にそれぞれ3個を付与するほか、各会員の所属会員数150名(150名未満の端数は150名とする。)につき1個を付与し、その総数を110個以上140個以内とする。ただし所属会員数は前年12月31日現在として、 <u>総数と案分付与についての細目はその都度理事会において報告を行う。</u> 2 会員は、前項により付与された議決権を行使するため、その権利を行使する者(議決権行使者)を総会に出席させる。 3 会員は、委任状をもって表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合は、委任した会員は出席したものとみなす。
第5章 役員等	第5章 役員等
(役員の設定) 第19条 本会に、次の役員を置く。 (1) 理事 25名以上40名以内 (2) 監事 3名以内 2 理事のうち1名を会長とし、7名以内を副会長、1名を専務理事とする。 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。 <u>(条文3 変更)</u>	(役員の設定) 第19条 本会に、次の役員を置く。 (1) 理事 25名以上40名以内 (2) 監事 3名以内 2 理事のうち1名を会長とし、7名以内を副会長、1名を専務理事とする。 3 前項の会長及び副会長のうち1名をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、 <u>代表理事以外の副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。</u>

旧	新
<p>(役員を選任)</p> <p>第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。</p> <p>2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 <u>(条文3 追加)</u></p> <p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。 <u>(条文 追加)</u></p> <p>3 副会長は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。 <u>(条文3 変更・条文追加による番号変更)</u></p> <p>4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を統轄する。 <u>(条文追加による番号変更)</u></p> <p>5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 <u>(条文追加による番号変更)</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 理 事 会</p>	<p>(役員を選任)</p> <p>第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。</p> <p>2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>3 <u>代表理事は、理事会の決議によって選定する。</u></p> <p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。</p> <p>3 <u>代表理事の副会長は、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その業務を代行する。</u></p> <p>4 副会長は、<u>会長を補佐し、</u>理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。</p> <p>5 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を統轄する。</p> <p>6 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第6章 理 事 会</p>
<p>(権限)</p> <p>第29条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本会の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職 <u>(条文変更)</u></p> <p>(議長)</p> <p>第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。 <u>(条文追加)</u></p>	<p>(権限)</p> <p>第29条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本会の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 会長、<u>代表理事の副会長、</u>副会長及び専務理事の選定及び解職</p> <p>(議長)</p> <p>第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる、</p> <p>2 <u>会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、代表理事の副会長がこれに当たる。</u></p>

旧	新
<p>(議事録)</p> <p>第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した<u>会長</u>及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。 (<u>条文変更</u>)</p> <p style="text-align: center;">第9章 資産及び会計</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第39条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書 (<u>正味財産増減計算書</u>) (5) 貸借対照表及び損益計算書 (<u>正味財産増減計算書</u>) の附属明細書</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 省 略 2 省 略 3 省 略 4 (<u>変更履歴追加</u>)</p>	<p>(議事録)</p> <p>第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した<u>代表理事</u>及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。</p> <p style="text-align: center;">第9章 資産及び会計</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第39条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書 (<u>活動計算書</u>) (5) 貸借対照表及び損益計算書 (<u>活動計算書</u>) の附属明細書</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 省 略 2 省 略 3 省 略 4 この定款は、令和8年6月8日から施行する。 第12条(4)の「正味財産増減計算書」を「活動計算書」に改定。 第15条第2項に「会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、代表理事の副会長がこれに当たる。」を追加。 第16条の「各会員の所属会員数200名(200名未満の端数は200名とする。)につき1個を付与する。」を「各会員の所属会員数150名(150名未満の端数は150名とする。)につき1個を付与し、その総数を110個以上140個以内とする。」に改定し、末尾に「総数と案分付与についての細目はその都度理事会において報告を行う。」を追加。</p>

旧	新
	<p>第19条第3項の「前項の会長をもって」を削除し、「前項の会長及び副会長のうち1名をもって」に改定。「副会長及び専務理事をもって」を「代表理事以外の副会長及び専務理事をもって」に改定。</p> <p>第20条第3項に「代表理事は、理事会の決議によって選定する。」の文言を追加。」</p> <p>第21条第3項に「代表理事の副会長は、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その業務を代行する。」を追加し、以降、項の順送り。</p> <p>第21条第4項「副会長は、理事会において」を「副会長は、会長を補佐し、理事会において」の文言に改定。</p> <p>第29条（3）に「代表理事の副会長」を追加。</p> <p>第31条第2項に「会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、代表理事の副会長がこれに当たる。」を追加。</p> <p>第33条第2項の「会長」を「代表理事」に改定。</p> <p>第39条（4）（5）の「正味財産増減計算書」を「活動計算書」に改定。</p>

報告事項 (1) 令和7年度事業報告の件

令和7年度事業報告

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

令和7年度の事業については、(公財)全国法人会総連合(以下「全法連」という)の指針に沿って、東海3県連及び県下7単位法人会(以下「単位会」という)と密接な連携・協調を図り、期首に定めた事業計画のとおり実施した。主な事業の概要は、次のとおりである。

1. 公益目的事業等の推進

(1) 令和8年度税制改正への提言

- イ. 全法連税制委員会の検討テーマを踏まえ、中小企業が地域経済と雇用の担い手である点を考慮して、事業継続するための税制措置を中心に、単位会の提言事項を取りまとめ、県連の令和8年度税制改正の要望として全法連に提出した。
- ロ. 県連及び単位会は、地元の国会議員や地方自治体に対し「法人会の提言事項」の実現を目指し、提言書を直接手渡しするなど提言活動に積極的に取り組んだ。
- ハ. 令和7年度税制改正においては、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の役員就任の要件の見直し等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれた。

(2) 第46回岐阜県下法人会運営研究会の開催

令和8年2月27日に岐阜グランドホテルにおいて、県下法人会の役員等の出席を得て運営研究会を開催した。

第1部では、研究発表Cグループの大垣法人会が「繋ぐ～地域の未来のために～」、中濃法人会が『「会員増強」と「組織強化」』、中津川法人会が「リニアと法人会」について、令和7年度の取り組みの成果を発表した。

3単位会の活動を通じて、法人会の抱える様々な課題等を改めて認識するとともに、課題解決に向けて、今後の活動のヒントとなるような事例紹介もあり、令和8年度の取り組みに期待が高まる良い発表となった。

第2部では、名古屋国税局 課税第二部長 嶋橋和夫氏を講師に、「消費税の適正課税に向けて」をテーマに講演会を開催した。

(3) 第48回岐阜県下法人会青年部会連絡協議会の開催

令和7年10月10日に多治見法人会青年部会の主管により、虎溪山永保寺において協議会を開催した。

協議会のテーマを『「健康こそが人・企業・地域の力」～健康経営がもたらす永続的企業経営と地域発展～』とし、7 単位会の各青年部会長がこれまでの活動や取り組み状況、成果などを中心に発表した。

また、第 2 部として、出席者が 2 つのグループに分かれ、「座禅体験」と「国宝の建物と庭園見学」を交代に行い、身体の健康のみならず、心の健康管理ができるよう、心身の整え方について学んだ。

(4) 第 44 回岐阜県下法人会女性部会連絡協議会の開催

令和 7 年 10 月 8 日に大垣法人会女性部会の主管により、都ホテル岐阜長良川において協議会を開催した。

協議会のメインテーマを『時代にあった女性部会を作るため 今できること』とし、7 単位会の女性部会員が 10 グループに分かれ、サブテーマの「会員増強」「研修会・社会貢献活動等」「SDGs」に沿った内容で、それぞれの活動報告を行い、意見交換を行った。

また、音楽療法士・バイオリニストの 濱島秀行 氏を講師に、『「在宅医療における音楽療法」～奏でられるヴァイオリンの音色とともに～』をテーマに講演会と演奏会を開催した。

(5) 大規模法人研修会の開催

令和 7 年 11 月 12 日に都ホテル岐阜長良川において、県下の大規模法人の経営者及び実務担当者の参加を得て研修会を開催した。

第 1 部では、名古屋国税局 調査部長 大竹昭博 氏を講師に、「税務行政の現状と課題」をテーマに講演会を開催した。

第 2 部では、名古屋国税局 調査部 調査審理課長 西村佳範 氏を講師に、「誤りのない申告書を作成するために」をテーマに、また、名古屋国税局 課税第一部 課税総括課 課長補佐 松田京俊 氏を講師に、「税務手続のデジタル化」をテーマに研修を行った。

2. 組織・財政基盤の強化

(1) 会員の増強

コロナ禍以降の厳しい経済環境下、退会者数が増加している状況ではありますが、県下の法人会員数は、令和 7 年 12 月末現在、会員数 17,449 社（個人会員含む）と対前年比 283 社減少となった。

単位会においては、全国的な目標である役員一人一社以上の獲得を目指し、会員増強月間や目標件数を設定するなど、加入勧奨に積極的に取り組んだ。特に、大垣法人会、中濃法人会では、運営研究会発表テーマを会員増強とし、会を挙げて一丸となって取り組んだ。

また、県連による組織・厚生合同委員会を開催し、連携先の協力保険 3 社も加わり、各法人会の現状及び課題、今後の取り組みについて情報を密に共有化することができ、法人会の組織基盤の強化・充実に向け、再確認する機会となった。

(2) 福利厚生事業の推進

令和5年度からスタートした新たな50年に向けた福利厚生制度加入企業拡大のために「チャレンジ100」キャンペーンの実施及び組織・厚生合同委員会による情報交換、さらには協力保険3社との連携・協調により福利厚生制度の一層の普及・推進に努めた。

福利厚生制度事務手数料収入は、財政基盤の強化に貢献した。

3. 広報活動の推進

法人会の知名度向上や税の啓発等を目的として、地方新聞やPTA新聞に、法人会の提言活動や啓発活動、租税教育活動等を紹介した。

今年度も税を考える週間に、東海三県による横断税務広報をJR主要駅にて開催し、街頭広報活動を行った。また、昨年度に引き続き、SNSを活用した広報活動の実施や、地元のイベント行事にも出店し、法人会の知名度向上を図った。

また、ホームページは、タイムリーに情報提供を行うとともに、最新の内容を掲載するよう努めた。事業に関する研修会等の広報に当たっては、引続きマスコミ等に対するパブリシティの活用を力を入れた。

4. その他

(1) 岐阜県下法人会事務局職員研修会

令和7年9月26日に事務局職員を対象に、法人会の取り組み等の説明を行うとともに協力保険会社3社にも参加していただき、法人会の福利厚生制度推進について事務局職員間の認識を共有した。

(2) 全法連主催事業への出席

全法連主催の全国大会(高知大会)、青年の集い(山梨大会)、女性フォーラム(北海道大会)の3大会、税制セミナー、事務局セミナーなどに参加し、法人会事業の活性化のための情報収集や意見交換を積極的に行った。